

こんな制度が活用できます

6月大阪北部地震・平成30年7月豪雨によって被災されたみなさんに心よりお見舞い申し上げます。

この災害によって府内一円で甚大な被害が発生しました。日本共産党はただちに現地調査に入り、被災者のみなさんの声をお聞きし、京都府、市町村、政府にすみやかな救援・復旧と被災者の生活支援、住宅や営業の再建などを要望しました。

京都府が発表した補正予算と制度の主なものを紹介します。制度活用で必要となる罹災証明は、京都市は区役所、府内市町村は市町村役場で発行されます。(2018年7月15日現在)



7月豪雨による被害対策の申し入れ (=7月11日)



街頭救援募金に取り組む府議員

被災された府内各地を
全議員が手分けして調査



◆ 市町村独自の制度があります
ご相談はお住まいの市町村役場へ

相談は日本共産党・議員にお気軽にどうぞ

連
府
会
議
員
団
先
絡

- | | | |
|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| ○左京地区委員会 075-761-6341 | ○東地区委員会 075-591-7851 | ○西地区委員会 075-311-4704 |
| ○南地区委員会 075-371-9164 | ○北地区委員会 075-432-3261 | ○中京地区委員会 075-801-2591 |
| ○伏見地区委員会 075-611-9135 | ○洛南地区委員会 0774-22-5251 | ○山城地区委員会 0774-46-9804 |
| ○乙訓地区委員会 075-954-5166 | ○口丹地区委員会 0771-24-1001 | ○中丹地区委員会 0773-22-5506 |
| ○舞鶴地区委員会 0773-65-4050 | ○与謝地区委員会 0772-22-5137 | ○丹後地区委員会 0772-62-1159 |

日本共産党京都府会議員団 075-414-5566

ファクス 075-431-2916

Eメール giindan@jcp-kyotofukai.gr.jp

◆ 住宅の再建への支援

国の被災者生活再建支援法適用地域(綾部市)と府独自の支援制度の適用地域があります
床上浸水・一部破損の被害にも補助金がでます

＜地域再建被災者住宅支援事業費＞

対象者	○府内の住宅に自ら居住し、被害を受けた方 ○府内で住宅を建替、購入、補修、賃借して引き続き居住しようとする方				
対象経費	被災住宅の解体経費、住宅再建経費（建替、購入、補修、賃借）等				
補助限度額 (最高額)	被害区分	全 壊	大規模半壊	半 壊	一部破損・ 床上浸水
	国の支援法 対象地域 (綾部市)	国 300万円 府 150万円 合計 450万円	国 250万円 府 100万円 合計 350万円	府 150万円	府 50万円
	支援法対象外地域 府の独自制度	府 300万円	府 250万円	府 150万円	府 50万円

※ただし府の補助は被害額の1/3から支援法で支給される金額を差し引いた額が上限です。
 市役所・町役場にお問い合わせください。

＜地域再建被災者住宅融資対策費＞

	建設資金融資	改良資金融資
工事対象	府内での住宅の建替・購入	住宅補修
利率	5年間無利子、6年目以降低利	5年間無利子、6年目以降低利
限度額・償還期間	1650万円・25年以内（据置3年）	730万円・20年以内（据置3年）

※以上に関する申請に必要な書類は①申請書②住民票(家族全員)③罹災証明④業者見積り⑤着工前の写真です。
 詳しくは市役所にお問い合わせください。

※災害救助法に基づく「住宅応急修理制度」もあります。お問い合わせは市町村役場にしてください。

◆ 自動車税など府税の減免や徴収猶予の制度があります

(1) 自動車税

○廃車の場合は月割で自動車税が減額されます(運輸支局での抹消登録手続きの翌月以降分を減額)が、以下の事由によるものについては、減免等が行われます。

- ①流出、水没などで自動車がなく廃車の手続きができないもの。廃車の手続きが10月以降となったもの
 →被災日の属する月の翌月から課税が取り消されます。
- ②被災によってエンジンなどに被害を受け修理しなければ使用できない自動車
 →被災日から修理が完了した日までの月割税額が減免されます。
 ※いずれも既に納付された自動車税は月割で還付されます。

(2) 自動車取得税

○被災された自動車に代わるものとして新たに取得された代替自動車
 →被災自動車の被災前日の価額に税率を乗じた額が減免されます。

(3) その他府税など

○個人事業税、不動産取得税等の減免制度や府税に係る納税の猶予制度もあります。要件、申請手続きなど、くわしくは、下記窓口へ問い合わせてください。

自動車税管理事務所	075-672-6155	丹後広域振興局税務室	0772-62-4303
中丹西府税出張所	0773-22-3904	中丹広域振興局税務室	0773-62-2502
南丹広域振興局税務室	0771-22-0330	山城南府税出張所	0774-72-0231
山城広域振興局税務室	0774-23-5400	京都南府税事務所	075-692-1320
京都西府税事務所	075-326-3312	京都東府税事務所	075-213-6320

(4) 国保や介護保険などの減免もあります。市町村へお問い合わせください

◆ 中小企業の復興支援

<中小企業等復興支援事業費>

〈問い合わせ先：地域の商工会・商工会議所〉

① 大規模な設備の更新等に対する支援（ボイラーや冷蔵庫など）

補助対象者	府内に事業所を有する中小企業者等
補助率等	15%以内（下限：10万円 上限：100万円） 平成29年台風18号又は21号と連年被害の場合は補助率25%以内・上限150万円
補助要件	被災（り災）証明書を有すること
対象経費	被災した生産設備等の整備

② 小規模な設備の更新等に対する支援（事務機器や備品など）

補助対象者	府内に事業所を有する中小企業者等
補助率等	1 / 2 以内（上限：10万円）
補助要件	被災（り災）証明書を有すること
対象経費	平成30年7月豪雨により被災した機器等の修繕等

<災害対策緊急資金融資>

対象者	平成30年7月豪雨による風水害等に被災された中小企業者等
融資要件	被災（り災）証明書を有すること
期間等	最長10年（据置2年以内）
限度額	有担保2億円、無担保8,000万円
利率	年0.9%（固定金利）
保証人・担保	信用保証協会の保証が必要

信用保証料は、京都信用保証協会の協力により基準保証料から最大0.3%引き下げ

◆ 農業の再建への支援

農業の再建へ機械・器具等の購入、更新などに補助金が出ます

◇ 農業者等復旧応援事業費

〈問い合わせ先：府振興局・農業普及センター〉

- ・支援内容 農業用資材・器具等の購入、機器等の修繕や出荷額の回復につながる販売活動等に要する経費を支援
- ・補助対象者 被災した販売農家、畜産農家
- ・補助率 1/2以内
- ・補助上限額 10万円

◇ 農林水産業者生産設備再建支援事業費

〈問い合わせ先：府振興局・農業普及センター〉

- ・支援内容 被災した農業用機械等の再取得に要する経費を支援
- ・補助対象者 被災した販売農家等
- ・補助要件 被災した農業用機械等の取得（耐用年数を経過した機械等の更新は除く）
- ・補助率 3/10以内
- ・補助金額 10万円～100万円

※平成29年台風18号又は21号と連年被害の場合は、4/10以内 上限150万円

◇ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費

〈問い合わせ先：府振興局・農業普及センター〉

	野菜生産施設災害復旧事業	宇治茶生産施設災害復旧事業	鳥獣侵入防止施設災害復旧事業
支援内容	野菜生産のためのパイプハウスの復旧を支援（撤去費を含む）	①てん茶・玉露生産のための被覆棚の復旧を支援 ②製茶設備の復旧を支援	野生鳥獣による農作物被害を防止するための柵（恒久型防護柵）の復旧を支援
事業主体	農業者が組織する団体等		地域協議会
補助率	1/2以内	① 1/2以内 ② 3/10以内	2/10以内（激じん災害指定で補助率が引きあがる見込み）

◇ 農林水産業緊急特別融資対策事業費

〈問い合わせ先：市町村役場〉

- ・農業近代化資金 個人1,800万円 法人等2億円 15年償還 据え置き7年 5年間無利子
- ・農林漁業セーフティネット資金 600万円 10年償還 据え置き3年 5年間無利子

◇ 農作物生産確保緊急対策事業費

〈問い合わせ先：府振興局・農業普及センター〉

農地の冠水等により被害を受けた水稻・黒大豆、野菜、宇治茶など農作物について、緊急的な病害防除を行うとともに、今後の生産確保につながる支援が実施されます。

- ・対象 農薬、肥料、種苗購入費用等
- ・補助率 1/2以内
- ・対象者 農業者が組織する団体等

◇ 農業者経営復興特別支援事業費

〈問い合わせ先：市町村役場〉

過去の災害に続き、被災した就農後10年程度以下の農業者に対し、営農の継続を支援

- ・貸付限度額：240万円（120万円/年）
- ・貸付利率：無利子
- ・貸付後、5年以上営農を継続した場合、償還助成（2/3）を実施

地震被害「屋根等補修への支援」が実現

党府議団は、府へ屋根の損傷に対し「住宅耐震助成制度や現行制度の利活用をはかること」を要望。府は制度の要件を緩和し「簡易な耐震改修」として、地震被害の屋根やカベ等修理に対する補助を行うことを決めました。

対象

- ・罹災証明を交付された住宅（建築基準法改正以後の建設を含むすべての住宅）
- ・屋根の軽量化など耐震性を向上させるもの
- ・補助の最高額は40万円 市町によって若干の制度の違いあり
- ・設計・工事に要する費用の4/5を補助